

東北大学大学院国際文化研究科「人間を対象とする調査・実験の倫理」に関する要項

平成26年4月16日制定

(目的)

第1条 この要項は、東北大学大学院国際文化研究科各種委員会内規第2条の規定に基づき、東北大学大学院国際文化研究科（以下「研究科」という。）に所属する研究者（研究者とは教員・学生等本研究科において研究活動を行う全ての者をいう「公正な研究活動の推進に関する規程」第2条）が、人間を対象として行う調査及び実験（本研究科の研究者が中心となって行うもののほか、他の部局又は他の研究機関等に所属する者との共同調査及び実験を含む。以下「調査・実験」という。）について、その実施に関わる基本原則を定め、かつ、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の審査手続き等を定めるものである。

(基本原則)

第2条 調査・実験は、次の各号の原則により実施するものとする。

一 研究への協力者に対する情報提供及び同意の確認

調査・実験への協力は、研究への協力を依頼された者（以下「協力者」という。）の自由意思により判断され決定される。調査・実験の実施者（以下「実施者」という。）は、調査・実験への協力を依頼するにあたり、必要かつ十分な情報を提供し、協力者の理解と同意（インフォームド・コンセント）を得なければならない。その際、協力者が判断の結果に関していかなる不利益も被らないことや、いったん承諾した研究への協力を無条件に途中で中止できることなどを保証しなければならない。また、実験研究の場合は、同意は原則として書面で行うものとする。調査研究の場合は、調査への協力依頼文に基づく自発的の回答をもって同意とみなすことができる。

二 協力者の負担・苦痛の回避

実施者は、調査・実験の実施にあたっては、協力者に苦痛を与えたり、不快な思いをさせたりしてはならない。特に、ハラスメントや差別的な行為などが起こらないように細心の注意を払わなければならない。ただし、調査・実験などの目的・性格によっては、やむを得ず協力者に多少の負担を感じさせることが予想される場合、実施者は、負担が生じることについて、前記1の原則に従って協力者の同意を得てから行うとともに、実施後の負担処理のための対応等を徹底することとする。

三 個人情報の保護

実施者は、調査・実験によって得られたデータを本研究の「研究データの保存及び管理に関する申し合わせ」に従い適切に処理しなければならない。また、調査・実験の結果の報告にあたっては、協力者の個人情報が特定できないように慎重に行うものとする。ただし、協力者が論文、報告書などの中で積極的に個人情報の公表を望む場合には、実施者は、協力者及び関係者と十分に相談の上、適切と思われる対応をとるものとする。

四 研究結果の公表

調査・実験研究によって得られた知見は、研究者や資金提供者の独占物ではなく、協力者に還元され、また、広く社会的に共有された知識となるべきものである。実施者は、協力者

の個人情報の保護のために必要な措置を講じた上で、出版物等による成果公表に努めるものとする。

五 所属する学会等の倫理規定等の遵守

学会等において、倫理綱領や倫理規定などが制定されており、会員にその遵守を求めている場合、実施者は、自分の所属する学会等の倫理綱領・倫理規定等を確認し、それを遵守して調査・実験を行うものとする。

(委員会の目的)

第3条 委員会は、前条各号に照らして調査・実験が倫理的及び社会的配慮の観点から適切なものであるかを審査する。また、調査・実験において前条各号に反して倫理的及び社会的問題が発生する可能性がある場合、あるいは発生した場合、助言または対処を行う。

(調査・実験の審査手続き等)

第4条 調査・実験を行う研究計画の実施責任者・実施担当責任者及び指導責任者は、所定の事前チェックシートにより倫理審査の要否を確認する。

2 実施責任者とは、助教以上の常勤の者、研究員等が申請者となって調査・研究を行う研究計画の責任者を言い、当該申請者を指す。実施担当責任者とは、大学院生が申請者となって調査・研究を行う研究の実施に係る責任者を言い、当該申請者を指す。指導責任者とは、大学院生が申請者となって調査・研究を行う研究計画において、指導・監督する責任を負う教員を言う。

3 事前チェックシートにより必要と判断される場合は、事前チェックシート、研究倫理審査申請書(様式第1号、または1-1)及び関係書類を委員会へ提出し、その審査を受け、あらかじめその承認等を得るものとする。

ただし、授業における課題等として教員又は研究室の責任で行う調査・実験並びに本研究科の業務の一環として行う調査については、原則として申請の対象としない。

4 委員会は、必要に応じ調査・実験の実施責任者・実施担当責任者及び指導責任者に報告を求めることができる。

5 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、委員以外の第三者から意見を聴取することができる。

6 委員会は、第2項の審査結果を、所定の審査結果通知書(様式第2号、または2-1)により実施責任者・実施担当責任者及び指導責任者に通知するものとする。

7 委員会の審査の判定は、次のいずれかとする。

- ・承認
- ・条件付承認
- ・変更の勧告
- ・不承認
- ・非該当

8 実施責任者・実施担当責任者及び指導責任者は、承認された調査・実験の内容を変更する場合には、所定の実施内容変更申請書(第3号様式)を委員会へ届け出て、その了解を得なければならない。

9 実施責任者・実施担当責任者及び指導責任者は、審査の判定結果に異議があるときは、所定の審査結果異議申立書(第4号様式)により委員長に1回に限り再審査を申請することができる。

できる。

10 委員会は、第7項の審査結果を、所定の再審査結果通知書（第5号様式）により実施責任者・実施担当責任者及び指導責任者に通知するものとする。

（問題への対処）

第5条 実施責任者・実施担当責任者及び指導責任者は、事故、倫理的及び社会的問題、対象者からの苦情等が発生した場合には、不具合等報告書（第6号様式）を委員会へ届け出て、その内容を委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、必要と認めるときは、実施責任者・実施担当責任者及び指導責任者に対し、調査・実験実施計画の変更又は中止を求めることができる。

（秘密の保持）

第6条 委員及び調査・実験の実施責任者・実施担当責任者及び指導責任者は、その職務に基づき知り得た秘密、特に個人のプライバシーに関する事項についての秘密を守らなければならない。

（情報の公開）

第7条 委員会は、審査結果を、原則、公表する。

（雑則）

第8条 この要項に定めるもののほか、調査・実験の倫理に関し必要な事項は、委員会の議を経て、研究科長がこれを定める。

附 則

この要項は、平成26年4月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年2月18日改正）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月22日改正）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月15日改正）

この要項は、令和3年10月1日から施行する。